



## 大丈夫! なんとかなるから!

Malawi マラウイ

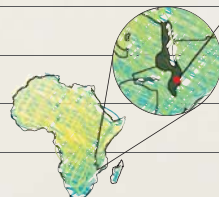


床ずれが体中にあり、胃に直接栄養を送るチューブがまだ外れず、座ることも喋ることもできない状態で退院せざるを得なかった患者さん。「日本だったら、まだまだ入院が必要なのに!」と不安いっぱい送り出した。

私の心配をよそに、家族は患者さんが帰れることを喜んでいた。「大丈夫! なんとかなるから!」

1カ月後に家庭を訪問してみると、その言葉通り、床ずれはすっかりふさがり、16人の家族が代わる代わる患者さんのご飯の準備やストレッチなどを続けてくられていた。

病院にいたときには見られなかった家族の笑顔やほっとした顔がそこにある。やっぱり家が一番。今では栄養のチューブも取れて、一人で座り、喋れるようになっていたのだから本当にすごい。マラウイの“Warm Heart”を肌で感じた。

マラウイ  
ゾンバ県

撮影：玉枝 香澄（マラウイ/青年海外協力隊）

## あなたの作品募集中!

「my photo」では、あなたが撮影した写真を募集しています。貧困や環境問題などをテーマにした写真、国内外問わず国際協力の最前線で活動に励む日本人や開発途上国の人の姿、テレビや新聞ではなかなか報じられない土地の風景や人々の暮らしなど、国際協力や途上国を身近に感じられる写真を、撮影時のエピソードを添えてご応募ください。応募作品の中から毎号1枚、本コーナーで紹介させていただきます。

**応募条件** ①応募者本人が撮影した作品に限ります。②被写体に関する肖像権は、応募者の責任において了解が得られているものとします。③写真は、解像度が300万画素以上(目安)で撮影されていること、また画像の記録方式はJPEGを推奨します。

**応募方法** お名前、連絡先(電話番号とEメール)、エピソード(300~350字)、記名の可否をご記入の上、写真と共に応募先アドレスまでEメールでお送りください。

\*応募作品は本コーナーの他に、事前確認の上でJICAの広報活動に活用させていただく場合があります。\*ご記入いただいた個人情報はこちら以外の目的では使用いたしません。また、応募作品はご返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

応募 / 問い合わせ先

jica-photo@idj.co.jp

〔mundi〕編集部宛

「mundi」はラテン語で“世界”。開発途上国の現状や、現場で活動する人々の姿を紹介するJICA広報誌です。

02 my photo 大丈夫!なんとかなるから! マラウイ

04 特集

## 法整備支援

### 社会を支える「ルールづくり」への貢献

日常生活の舞台裏 法律をつくり、使い方を広める ラオス

新たな時代を支える法律 ミャンマー

国境を越えた犯罪に立ち向かう コートジボワール

役割いろいろ! 法整備支援を支える人たち



18 PLAYERS 「普通に生きる」が当たり前の社会へ 特定非営利活動法人メインストリーム協会

20 地域と世界のきずな 次世代の担い手を育てる 愛知県

22 世界とつながる教室 教科横断で世界への関心を広げる 岡山市立京山中学校

24 JICA STAFF 金田 雅之 産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ 法・司法チーム

25 JICA UPDATE

26 特別レポート

井上 きみどりさん

### 日本とアジアの絆をたどる旅

～ひとごとではない人身取引～

ベトナム編



28 ココシリ 「ここが知りたい」いろんなトピックを分かりやすく解説!

30 地球ギャラリー

マダガスカル

### 谷間にたなびく煙と絆



37 イチオシ! 本・映画・イベント

39 MONO語り メコンのほとり、時は緩やかに流れる

40 私のなんとかしなきゃ! 真山 仁 小説家



JICAのビジョン

すべての人々が恩恵を受け、  
ダイナミックな開発を進めます

Inclusive and Dynamic Development

表紙

©久野真一

アジアの国々で作成された法令集や解説書。日本は開発途上国に対して、法案の起草や法律家の育成などを支援してきた。公正な社会のために必要な「ルールづくり」への協力が、各国の発展につながっている





Q1

途上国の支援と聞くと、インフラ整備など物を作ったり提供したりするイメージがあります。目に見えない法制度を扱う法整備支援はどんな活動をしているのですか？

**伊藤** 私が協力してきたラオスのプロジェクトでは、民法典の作成を支援しています。今ある家族法、相続法、契約法、財産法などさまざまな分野に分かれている法律を見直して、新しく一つにまとめているんです。2012年から始まり、今ようやく完成が近づいています。

**小澤** 真つさらな状態から作り上げるのは大変そうですね。

**磯井** 基本的には、まず現地の人が作成した草案を英語や日本語に翻訳して、日本の法律家や学者といった専門家と一緒に議論しながら作ります。ただ、カンボジアの場合は、内戦や虐殺によって草案を作ることができない人材を多く失ったので、日本の学者が作成した草案を基に、カンボジア側のコメントを反映させながら作っていました。そういった経緯もあり、カンボジアでの民法起草支援は、国会での審議や関連法の整備などを含めると12年もかかりました。

**伊藤** ただ、法整備支援は皆さんがイメージするような「法律をつくる」だけではありません。ラオスでは、裁判官、検察官、弁護士といった法律家の人材育成にも力を入れています。途上国では、大学などでの教育環境が整っていない、法律に関する文献が少ないといった問題もあるのです。

**磯井** 私もカンボジアでは、現地の弁護士向けのセミナーを開いたり、法律に関する教材を作成したりしました。モンゴルでは、弁護士会のサービス向上や、調停制度を導入するプロジェクトなど、幅広い支援を行いました。ところで、学生の皆さんに聞いてみたいのですが、法整備支援はなぜ必要

それと、私は限られた時間でしたがラオス語を勉強しました。その国の法律が現地の言葉でどう記されているのに関心を持つことは、長年培われてきた文化を知る意味でも大切だと思います。

**山部** 日本ならではの法整備支援の強みは何かありますか？

**磯井** 明治維新後に欧米の法制度を取り入れ、日本の文化や風土に合う形に変えながら根付かせたことは、日本のユニークな特徴です。日本自身も外から学び、試行錯誤しながら法整備を進めていった経験は、他のアジア諸国が今ある制度を変えながら社会を発展させていく上で、参考になると思います。

**伊藤** 日本側の体制も強みだと思います。磯井さんがモンゴルやカンボジア、私がラオスに派遣されていたように、法律実務家が長期専門家として現地に駐在し、日々一緒に活動する日本の支援は、同じ法律家同士でいろいろ相談できる点が、現地の人から評価されています。そして、私たちが大切にしているのが、現地の人たちのオーナーシップです。彼ら自身の力で自分たちの国に合った法律をつくり、国の法律家を育てていく。そのために、さまざまな国の情報を共有したり、問題提起をしたりしながら、彼らの努力をサポートすることが法整備支援だと思っています。

**小澤** 現地の文化に合わせた結果、日本にはない特色を持つ法律が出来上がったという事例はありますか？

**磯井** 特に結婚や家族に関しては、国によって考え方が異なります。例えば、日本が起草を支援しているネパールの新しい民法では、一夫一妻制を原則とする方針ですが、それと同時に、既婚男性が別の女性と再婚した場合は、一番目の妻も夫から生活費を受け取れるとする意見があり、議論になりました。一見矛盾しているようですが、一番目の妻が自立して仕事を見つけることが難しいという社会構造を考慮した上での意見だったのだ

要だと思いませんか？

**荒井** 法律は善悪の判断基準として、人々の生活に不可欠なものだと思いますが、他の国への支援となると、日本側へのメリットにも着目してしまいます。国際的な取引では、お互いに納得できるルールがなければ成り立たないと思いますし。

**山部** 私も、経済に関する法律は貿易の際などに重要だと思いますが、民法の整備を支援すること、日本にとつての必要性はよく分かりません。

**伊藤** 確かに、相手国が求めている支援がその国のためになるというだけでなく、日本政府の支援の方針に合っているか、日本企業などの海外展開にも良い影響をもたらすものかという点は、支援の実施を検討する上で重要なポイントです。民法は法制度の基本になるものですし、例えば海外に進出する日本企業が現地で事務所を借りる際など、あらゆる経済活動に関わってきます。もう一



# 特集 法整備支援

## 社会を支える「ルールづくり」への貢献

法律は、人々が安心して豊かに暮らすための土台だ。JICAが開発途上国への法整備支援を始めてから今年で20年を迎える。着実に支援の幅が広がっている一方で、一体どんな活動をしているのか想像もつかないという人も多いのでは。まだまだ広く知られていない法整備支援に関する疑問を、3人のなんプロ学生レポーターが、実際に支援に携わっている専門家にぶつけてみた。

**山部** 離婚という形をとり、前の奥さんにもお金を払わなければならないという制度にはできないのですか？

**磯井** 結果的に今の法案では前の結婚の効力がなくなることになりました。ただ、ネパールでは離婚は女性の社会的地位を下げる要因となるので、その点も議論になりました。

Q3

法律が成立した後はどうなるのか？国民に広めているのですか？日本では、インターネットや文献などで知る機会がありますが。

**磯井** 国民への周知もとても重要です。例えば各地でセミナーを行ったり、字が読めない人のためにイラストを使ったパンフレットを作ったりしています。モンゴルでは、テレビコマーシャルやドラマにして発信しました。

**小澤** それは分かりやすいですね。最後に、これだけ聞いてみたい質問なのですが、お二人が考える法整備支援を一言で表すなら何でしょう？

**伊藤** パツと思ひ浮かんだのは「絆」です。法整備支援は一人で行うものではありません。国と国、私たち専門家と相手国の人たち、その信頼関係を大切にしながら、この現状を何とかして国を良くしたいという熱意をみんなが持っているんです。その絆が何よりも大切だと思います。

**磯井** 私も似ています。コミュニケーションが大切だと思います。法制度は実体的な言葉によるものですが、私たちは言葉を通じて、社会や生活がこうなるとほしいという相手国の人たちの願いや、政策を形にするお手伝いをしています。もちろんなかなか思い通りにはいかないこともありますが、そんな過程も含めて大切なのはコミュニケーションだと思います。

つ忘れてはならないのが、法律はそこで暮らす人々の権利を守るものだという点。身体的自由や財産権などを不当に制限されたり侵害されたりするのを防ぐためにも重要なのです。

Q2

法整備支援の難しさはどこなところですか？

**磯井** 法律は言葉で書いたものが成果なので、言葉は大事にしなければなりません。正しく翻訳したつもりでも、お互いに受け取る意味が異なることはよくあります。

**伊藤** どういう意味でその言葉が使われているかの確認を蔑ろにすると、お互い理解し合えません。

「法律のことは正直全然分かりませんが、そんな自分だからこそ伝えられることがあると思っています」  
慶應義塾大学大学院 健康マネジメント研究科 スポーツマネジメント専修2年 荒井大貴さん

「最近、国際協力にもチャレンジしたいと思うようになりました。実際の専門家の方々の思いを知りたいです」  
明治大学 政治経済学部経済学科3年 小澤尚輝さん

「今まで考えたことがなかった国際協力にも目を向けて、将来私にもできることがあるのか考えたいです」  
筑波大学 医学群医学類3年 山部文子さん



右 法務省法務総合研究所国際協力部 教官/検事 伊藤浩之さん  
2000年に検事に任官し、東京や神戸などの地方検察庁に勤務。10年に法務省法務総合研究所国際協力部 (ICD) の教官となり、翌年から3年間、JICAの法整備支援プロジェクトの長期専門家としてラオスに派遣された。帰国後は大阪地方検察庁を経て、今年1月より再びICDの教官を務める。

左 JICA 産業開発・公共政策部 国際協力専門員/弁護士 磯井美葉さん  
2000年に弁護士登録。JICAの法整備支援プロジェクトの長期専門家として、06年から2年間モンゴルに赴任、13年から1年間カンボジアに赴任した。現在は、JICA国際協力専門員を務める。

★なんとかしなきゃ! プロジェクト (なんプロ) 学生レポーターとは  
学生ならではの視点で、開発途上国や国際協力・国際交流についての情報発信をしています。  
<http://nantokashinaky.jp/studentreporter/report.php>

- 民法・会社法などの起草支援
- 弁護士養成支援



開発途上国に対する法整備支援や法律分野の人材育成はなぜ重要なのだろうか？  
それは、法律が国を支える最も基礎的なインフラの一つだからだ。  
日常生活や経済活動を円滑化する法律は、暮らしのあらゆる場面やこんな場面で役立っている。

# 暮らしの中の法 法整備支援は、 こんな風に役立っている！

- 民法・民事訴訟法などの起草支援
- 裁判手続きの改善支援
- 裁判官の能力強化支援



- 知的財産権制度の整備支援



- 行政手続法の起草支援



離婚しても、  
子育ては  
二人の責任で。



- 和解・調停制度の整備支援

- 民法の起草支援
- 土地登記制度の整備支援

土地の権利が  
登録されている  
ので安心!





# 日常生活の舞台裏 法律をつくり、使い方を広める

コンビニでお茶とおにぎりを買う。そんな日常のことでも、実は民法で売買契約として定められた「法律行為」だ。私たちが守る法律を、より使いやすく、分かりやすくするために、ラオスでは日本が協力してさまざまなプロジェクトが動いている。

## 社会の見えない屋台骨 今を踏まえた法律づくり

民法は個人間の関係について定める基本的な法律だ。日本の民法には、買い物はもちろん、うっかり友達を持ち物を壊してしまったときの賠償や、家族が亡くなったときの遺産相続などの規定が含まれている。「日本の民法は一つの

法典として体系化されていますが、ラオスではこれまで、契約や家族関係など、各分野の法律が別個につくられているだけでした」と、ラオス司法省のナロンリット・ノーラシンさんは説明する。「それを整理し、足りない部分は補って、一冊の法典としてまとめるのが、今進めている民法典の草案作成です」

ラオスの民法は、規定が不十分だったり、複数の法律の間で矛盾があったり、時には法律が古すぎて現在の生活に対応できなかったり、といった問題を抱えていた。「今の社会に貢献できるように、法律を変えていくことが必要です。法律家にとって明快で、一般

市民でも分かりやすいものになるよう心掛けています」とナロンリットさんは話す。

日本は1998年、法務省が協力した大学・大学院の法律教育の質的改善活動を皮切りに、ラオスの法律関係者と意見交換を始めた。2003年には法律教科書や解説書の作成が始まり、その延長上に民法典起草がある。最初の協力から20年近く、日本の法律家とやり取りを続けてきたナロンリットさんは、「日本とラオス、双方の専門家がプロジェクトに参加し、ラオスの専門家が日本の専門家から考え方を学んでいます。出上がった法案を渡されるのではなく、私たちが考え、自分たちで答えを出す作業を支えてもらうことで、ラオスの法曹界の人材育成にもつながります」と日本の支援を評価する。

同じく、98年から日本の協力に携わっている司法省のケッサナ・ボンマチャンさんは、「アジアの中で、法律の専門家が豊富で、法案の起草も支援してくれる日本は貴重な存在です。民法は市場経済を支える礎。ラオスの伝統を踏まえた上で、今後の経済発展にふさわしい法律をつくっていかなくてはなりません」と語る。

「これまで、ラオスの担保法では、質と抵当の概念が整理されていませんでした。私が執筆を担当

したパートでは、海外の法律を参考に、こうした定義や用語、規定の整理を行っています。文章に起こしたときに、しっくり来ないことがあります。そういうときに相談できる日本の専門家は心強い存在です」と話すのは、司法省のカンパイ・サイニャウォンさんだ。同じく司法省のラッサミー・シーサムットさんは「これからの経済発展に向けて、経済関連法などの整備も必要です。ただ法律をつくるだけではなく、使われる法律にしていかななくてはと肝に銘じています」と語る。

「今回の民法典は、約600条からなる民事法の集大成です。しかし、民法典をつくっただけで終わるわけではありません」と、中部高等人民裁判所のソムサック・タイブンラック所長は話す。「現在、今後の経済発展で重要性が増す経済紛争解決法のハンドブックがほぼ完成し、新しく労働法のハンドブック作成に取り掛かっています。こうした書籍作りを通して法の理解が進み、実務が統一されていくことが、法の支配を確立するためには重要なのです」

労働法ハンドブック作成チームを支援する弁護士「柵橋玲子」は「ラオスは社会主義の国で、労働者の権利が強く、労働組合も党の下部組織として地位を保っていますが、労働法が職場で厳格に

運用されているとは言えないのが課題です」と話す。「今回のチームには労働社会福祉省や労働組合のメンバーも参加しており、使用者が守らなければならない労働者の利益を分かりやすく解説できるように試行錯誤しています」

## 制度づくりにとどまらず 運用できる人材を重視

日本の法整備支援では、専門家が現地に年単位で駐在して、現地法律家たちと密に話し合い、相互理解を深めながら法案や書籍などを作成していくスタイルをとっている。2010年からラオスに滞在する弁護士の石岡修専門家は、「私たちの支援の目的は、書籍そのものではなく、書籍を作れる人材の育成です。ラオスの法律家たちが、自分たちで考え、納得した上で、法律や書籍をつくっていきけるようになることが、本当のゴールなんです」と説明する。

雨期も半ばの7月、降り続く雨の中を、ビエンチャンから北に車で2時間。観光地ナムダムダムに程近いタートルの町で、ワークショップが開かれていた。この日の話題は「刑事訴訟におけるラオ語を話せない被疑者の権利」だ。ラオスでは、警察での取り調べや裁判は、原則として公用語であるラオ語で行われる。しかし、国内の少数民族や外国人など、ラオ



ラオス国立大学の施設に隣接する国立司法研修所(右)。将来の法律家や裁判所の職員などが、ここで研修を受けている



刑事訴訟に関するQ&A集のためのミーティング。裁判官、警察、検察、弁護士、大学教授が、それぞれの立場からの意見を持ち寄り、すり合わせている

語が分からない人が犯罪の被疑者となった場合は、通訳をつけて取り調べなどを行うとされている。一般的なラオス人の場合も、弁護士や代理人を立てることができる。では、通訳や弁護士、代理人を手に配してから到着するまでの間に、被疑者に対して取り調べを始めることは適法なのか。ラオスを代表する裁判官、検事、警察、弁護士、法律学者が集まって議論を重ねた。「被疑者を逮捕したら、24時間以内に仮拘留するかどうかを決めなければなりません。通訳や代理人が来るまで取り調べができないとしたら、この時間制限を守ることはできるでしょうか。実務を踏まえて、議論してみませんか」議論を聞いていた須田大専門家が、そう提案した。

須田さんの日本での仕事は検事、つまり刑事訴訟のスペシャリストだ。経験を基に、明確な答えを出すことは簡単だが、それをしないのには理由がある。「ラオスの法律家は立場によって法律の解釈が異なる一方、法律制定時の理念を振り返る習慣がないことが多いのです。ですから、自分たちでその法律がつけられた狙いを考えてもらえるように、水を開ける役割に徹しています」と須田さんは話す。

このワークショップの目的は、刑事訴訟に関するQ&A集の作成だ。現場で犯罪の取り締まりや取り調べを行う警察官や、法律の専門家を目指す人たちを対象に、刑事訴訟の手続きで重要なポイントを一問一答形式で解説する。刑事訴訟法については、手続きの進め方を一目で確認できるフローチャートや、さまざまな手続きを解説したハンドブックが2010年に完成し、警察学校や裁判所など、刑事訴訟に関わる現場で好評だ。それを受けて作るQ&A集では、これまで参加していなかった警察や弁護士の関係者も招いて、より幅広い視点でコンセンサスをつくり、刑事訴訟法を理解する助けとなる書籍の作成を目指している。

「被疑者を逮捕したら、24時間以内に仮拘留するかどうかを決めなければなりません。通訳や代理人が来るまで取り調べができないとしたら、この時間制限を守ることはできるでしょうか。実務を踏まえて、議論してみませんか」議論を聞いていた須田大専門家が、そう提案した。

須田さんは、「刑事手続きの現場では、警察や検事と弁護士は対立する立場にあるので、当初は衝突を懸念しました。しかし、ふたを開けてみれば、それぞれの立場や実務の経験を共有して、垣根のない議論が行われています」と、ラオスの法律家たちの寛容で前向きな姿勢を強調した。

2010年から刑事訴訟法の書籍作りに関わってきた3人の法律家に話を聞いた。中部高等人民裁判所判事で刑事部長のシーワン・ブンタラーさんは、裁判所の一般職員に刑事訴訟法を教えていたことがある。「以前は刑事訴訟法で参照できるのは法典そのものしかなく、教科書や資料集といったものがありませんでした。チャートや

ハンドブックは職員の法律理解の大きな助けになっていきます」と語るシーワンさん。今回作成しているQ&A集によって、弁護士や地方の警官などの法律理解を深め、意図しない違法捜査を減らすことができるのではないかと見ている。

最高人民検察院のスパシット・ローワンサイさんは、「ハンドブックは、現在、法律学校や検察院の研修所でも活用しています。以前はこうした書籍がなく、ノウハウも持ち合わせていなかったのが、作成には大変苦労しましたが、出来上がったハンドブックを地方の検察組織まで普及させたところ、大きな効果がありました。現在作成しているQ&A集や、今後のさまざまな資料作成も、ぜひ成功させたいものです」と話す。

一方、ラオス国立大学法政治学部で刑事法学科長を務めるセンタヴィー・インタヴォン教授は、「チャートを活用することで、現場の実務家が刑事訴訟の手続きを正しく理解できるようにになりました。Q&A集は、チャートやハンドブックの普及活動の中で、現場の職員が見つけた疑問に答えるものでもあります」と説明する。「日本は、ただ書籍を制作するだけでなく、書籍を制作できるラオス側の人材を育てるように配慮してくれています。いずれ私たちだけになっても、法曹界を発展させていけるはずですよ」

若手法曹の育成に向けて、昨年から始動したのが、国立司法研修所だ。「これまで、法律専門職の志望者が法律家の道を選んだ後に机を並べて学ぶ機会がありませんでした。そこで、国立司法研修所では、法学部の卒業生を対象に4カ月の実習を含む1年間の研修を行っています。実務能力が身に付くだけでなく、他の法律家の立場について理解が深まり、協力して国民のために尽くすことができるようになるでしょう」と、民法典の起草に関わり、教育研修改善ワーキンググループのメンバーも務めるブンクワン・タヴィサク最高人民裁判所官房局長は話す。

今後は教員の育成や授業内容の改定などに取り組んでいく。「質の高い法律家がいることで、法治国家としての体制がより整い、社会の公正と国民の利益を保障することができます。法の支配の確立は、ビジネスがしやすい環境づくりでもあり、経済発展には欠かせない条件なのです」と同研修所のセンパチャン・ウオンポート副所長は語る。



夕方になるとメコン川沿いで開かれるナイトマーケットは、多くの人でにぎわう。さらなる発展を目指すラオス経済の舞台裏で、日本の法律家たちが活躍している



プロジェクトには、日本人の専門家とコーディネーター、現地スタッフが力を合わせて取り組んでいる

日本のプロジェクトでこれまで作り上げてきたラオスの法律解説書。実務家にも好評だ





ヤンゴンの高等裁判所で、事件の記録を見ながら議論する小松さん(左から2人目)



ネピドーに駐在しているJICA専門家たち(昨年6月)

る。一方の法務長官府は、各省庁が起草した法案を審査する役割を担う。

取り組みの特徴は、法案の起草や人材研修の在り方など、テーマごとに日本の専門家と現地職員がワーキンググループ(WG)を構成している点だ。「法案審査のWGでは、条文に不明確なところがないか、他の法律と整合性は取れているかなど、法務長官府の職員たちに問題を提起しながら議論を促しています」と小松さん。日

常的な議論を通して、現地職員らの問題意識を把握できるため、ニーズに合った協力ができるのがWGの利点だという。

加えて、日本の法整備の経験も強みになっている。日本は明治維新後、欧米諸国の法制度を比較検討しながら取り入れてきた。そのため、日本の専門家は、相対的な視点で各国の法制度を提示し、それを国に合うようにカスタマイズすることの必要性を伝えることができるのだ。

### 人々のための法律を

これまでの軍政下で、ミャンマーの政治は時の権力者の意向に左右されてきた。その上、1988年の民主化運動に法学部の学生が多数関与していたことから、ヤンゴン大学の法学部が閉鎖されるなど、法学教育は政府に警戒されていた。「また、法律は人々を取り締まるための道具として認識されているため、法案は秘密裏に起草され、議会に提出された後で初めて利害関係者から意見が出されることが多々あります」と小松さん。

そんな同国に、民主的な手法で法案について広く議論できる下地をつくり、十分な知識を持った人材を育てることが、小松さんらプロジェクトチームの使命だ。

「赴任当初、法務長官府は、法案を私たちに見せることにも抵抗を示していました。でも、文化的背景に配慮しつつ、忍耐強く新しい方法を伝えていったところ、今では多くの職員

が、法案の作成段階で関係者から広く意見を聞くことの必要性を認識し始めています」。さらに、最高裁判所と進めている知的財産に関する訴訟制度の改善などを目指すプロジェクトでは、WGが議論した方策をインターネットで公開し、パブリックコメントを募集する計画もあるという。

プロジェクトでは、日本での研修も実施している。昨年は、会社法を所管する国家経済開発省の投資企業管理局と、それを審査する法務長官府、将来的に会社法を適用して裁判事務を行うことになる最高裁判所の三つの機関職員を招き、法案への理解を深める場を設けた。研修に参加した法務長官府の職員は、「具体的な係争を想定した研修を通して、現在の条文案が適切かどうか考える機会になりました」と話す。

ミャンマーの裁判官や政府職員の法に対する考え方は、プロジェクトを通じて徐々に変化してきている。「その変化をできるだけ大きな流れにつなげていくことが今の目標です。7月から新たに民事紛争解決メカニズムを改革する取り組みも始まりました。人々の権利を保護するという裁判の重要な機能に関わるこの活動も、やりがいあるものになるでしょう」と小松さんは意気込みを新たにしている。



### 不変の法典からの脱却

長い軍政を経て、2011年に新政府が発足したミャンマー。市場経済化の道を歩み始めた同国は、アジアの「ラストフロンティア」として、日本のみならず各国企業の注目を集めている。しかし、そこには課題が残されている。法・司法制度の改善だ。

ミャンマーで現在使われている法律のほとんどは、1947年の独立以前、英国の植民地時代に制定されたもの。100年以上も前の法律が今もほとんど形を変えずに使われているのだから、さまざまな場面で不都合が生じることは容易に想像がつくだろう。

「例えば、ミャンマーの既存の会社法は、会社の目的を定める、基

本定款」を変更する際に、裁判所や大統領の許可を取らなければいけないとしているんです。これでは、経済の状況に応じて会社が柔軟に事業内容を変えることができなくなってしまう。そう指摘するのは、JICAが同国で実施する法整備支援プロジェクトの

小松健太専門家だ。日本で弁護士として企業法務を担当していた小松さんは、2013年からJICAの国際協力専門員として法整備支援に協力。現在、ミャンマーの首都ネピドーに駐在して3年目になる。連邦最高裁判所と連邦法務長官



## 新たな時代を支える法律

軍政の終わりとともに、モノ・サービスが自由に取引される市場経済に移行したミャンマー。残された課題は、古いままの法制度と法律分野の人材育成の遅れだ。新たな時代を歩み始めた同国の法整備に日本が協力している。

[写真上]2014年7月に最高裁判所の研修施設で行われた新任判事補研修でのグループディスカッション



昨年2月にネピドーの最高裁判所で、活動のレビューと年間計画を立てるミーティングが行われた





司法アドバイザーの原専門家。民事局のタニヨゴ・ンゴロ局長(左)とギロ・クルマ・サボレ副局長(右)と共に、司法アクセスの改善に取り組んでいる



原専門家が作成を支援した、犯罪被害者のための手続き用のパンフレット

官らによる講義のほか、コートジボワールの専門家が講師として登壇するパネルディスカッションも実施。原専門家は、研修の実施調整や内容策定、事後勉強会の実施などをサポートした。



刑事司法の精鋭が集結  
協力体制の構築へ前進

サハラ砂漠の南縁に広がるサヘル地域。アフリカの中でも特に貧困が深刻で、近年はイスラム武装組織の勢力拡大による脅威が高まっている地域でもある。

2013年に横浜市で開催された第5回アフリカ開発会議(TICAD V)では、こうした現状を受けて「平和と安定」が政策の柱の一つとして掲げられた。国境を越えたテロや組織犯罪に対処するためには、周辺国が協力した地域横断的な取り組みが必要となる。そこで2014年、JICAと国連アジア極東犯罪防止研究所(UNAPEI)が協力して、コートジボワール、セネガル、マリ、



今年2月、コートジボワールで2週間にわたり開催された刑事司法研修

「今回はどの国も、参加者のうち一人は研修経験者を選び、過去の研修成果の実施状況を報告してもらいました。そうすることで議論が現実味を帯び、もう学ぶことではないかと思っていたが、まだ議論すべき論点があることに気付いた」と感想をくれた人もいたように、さまざまな問題点について認識を新たにすることができました」と原専門家。研修の最後には、各国ごとに刑事司法プロセスの改善に向けた「行動計画」を策定したほか、司法分野での国家間の協

力などを盛り込んだ「共同宣言」も発表。8カ国間での協力体制の構築に向けて、新しい一歩を踏み出した。

アフリカ初司法アドバイザー  
司法への信頼を取り戻す

初の開催国となったコートジボワールでは、過去の研修経験者を中心とした実行委員会が形成され、研修の実施をサポートした。閉講式では地域の服装文化に倣って、各自が同じ柄の布で服を仕立てて着る「ユニフォーム」の企画もあり、参加者全体の連帯感が高まった。

コートジボワールは、2002年から約10年続いた内戦によって裁判所や刑務所が破壊され、多くの法曹関係者が避難した。その結果、犯罪者が処罰されることなく放置され、司法機関に対する国民の信頼は失墜した。こうした現状にあるアフリカの国を開催地にした狙いは、参加国の主体性を高め、現地に根差した刑事司法関係者のネットワークを形成することだ。

また、研修のサポートに加えて原専門家が取り組んでいるのが、持続可能な開発目標(SDGs)にも掲げられた司法アクセスの改善だ。その参考にするため、日本で行われた研修では、市民向けの法的支援を行う日本司法支援センター(法テラス)を視察した。

ニジェール、チャド、ブルキナファソ、モーリタニア、コンゴ民主共和国のサヘル地域を中心とした仏語圏アフリカ8カ国による刑事司法研修が始まった。

「目的は、捜査から公判までの刑事司法を担う人材の育成です。1回目と2回目の研修は日本で開催され、3回目からはコートジボワールのアビジャンが開催地となりました」。こう説明するのは、14年から2年間、コートジボワールの司法省に司法アドバイザーとして派遣されている弁護士原若葉専門家だ。3回目となった今年の研修では、①捜査・訴追・公判の基礎、②組織犯罪対策、③テロ対策の3つをテーマに掲げ、各国の警察官や検察官、裁判官ら約30人が参加した。UNAPEIの教

国境を越えた犯罪に  
立ち向かう

各地でテロ行為を繰り返すイスラム武装組織への対応は、アフリカの国々にとって重要な課題の一つだ。今、共通の課題を抱える国々が手を取り合い、各国の刑事司法機能を強化するとともに、国家間の連携を高めるための研修が始まっている。

コートジボワール司法省で官房総務課長を務めるアッサン・ディ・アナさんは、そのときの様子を司法大臣に報告し、日本の制度を参考にしたコールセンターの構想案をまとめた。現在、コールセンターの設置・運営を中心に、電話、パンフレット、ウェブサイトなどさまざまな方法で、市民に法や司法に関する情報提供を行う仕組み作りが進められている。原専門家は、「日本の制度や考え方を押し付けるのではなく、あくまでも経験を共有し、その結果、相手国のニーズと一致したものを進めていくように心掛けています」と話す。

このコールセンターの計画は、2回目の研修以来、コートジボワールの「行動計画」にも反映されている。アフリカ地域の中でも先進的な取り組みであり、今後、研修で構築されたネットワークを通じて、他の国のモデルにもなり得るかもしれない。

研修は、再来年までコートジボワールで開催される予定だ。その結果、コートジボワールが8カ国の刑事司法研修ネットワークの中心的な役割を果たし、司法関連分野の協力拠点としてもますます発展することが期待されている。アフリカの平和と安定に向けて、テロや組織犯罪に対応するための国境を越えた連携強化が進められている。



研修の実行委員会のメンバー。過去に日本で研修を受けた9人も参加した



司法省におけるJICA担当者でもあるディアネさん

役割  
いろいろ!

# 法整備支援を支える人たち

日本の法整備支援の強  
開発途上国で使われる法をつくり、それを運用する人材を

みの一つは、支援を手掛ける人材層の厚さだ。  
育てるため、それぞれの専門性を生かして支援に協力する人たちを紹介しよう。



## 研究者

### 大川 謙蔵さん

摂南大学法学部 講師



大川さん(右)と、ラオス最高人民裁判所研修研究所のカンバイ・サイニャックさん(左)

**大**学・大学院での専攻は民法です。院生時代には、お世話になっていた先生の下で、法務省の委託調査研究としてラオスの身分関係法制に関する調査を手伝いました。そのことがきっかけとなり、JICAがラオスで実施してい

る法整備支援プロジェクトに、2014年からアドバイザーグループ委員として関わることになりました。

このプロジェクトではいくつかの活動が展開されており、その中で私が協力しているのは、民法典の作成支援です。現地の法律家たちに日本や外国の法律を紹介しながら、草案の内容と一緒に検討しています。その際に心掛けているのは、日本の考え方を押し付けないということ。ラオスにはラオスの考え方が存在しますので、たとえ日本側が良いと思ったことでもラオス側が否定的な場合には、強制的にそのやり方で推し進めないようにしています。また、外国の法律がラオス社会の実態に必ずしも適しているとは限りません。さまざまな国の法律をただ紹介すればいいというわけではなく、相手国にとって伝

わりやすい説明の方法を考えなければならない点は、法整備支援の難しさだと感じています。

法整備支援には、検察官や弁護士など、さまざまな立場の人たちが関わっています。私が研究者として果たすべき役割は、支援を進める上での議論の過程や草案の内容を客観的に分析・検討し、その意義や背景を探索しながら、広く社会に普及させることだと思っています。また、活動内容を振り返って改善点や反省点を検証したり、日本の法整備支援の内容や方針を、他の国が行う支援の状況と比較しながら検証したりすることも重要です。

民法典は完成に近づいています。完成した後も、ラオスの経済や社会の発展に沿った形で、中身の改正や問題点などについての指摘や助言を続けていくつもりです。

### 支援の意義を客観的に検証する



## 法律家

### 湯川 亮さん

法務省法務総合研究所国際協力部 法務教官



日本で実施した研修の様子。湯川さん(左奥)はカンボジアの法律家たちと民事保全制度について議論した

**20**10年に裁判官になった私は、長崎県と兵庫県の地方・家庭裁判所に赴任した後、昨年から法務省法務総合研究所国際協力部(ICD)に出向しています。ICDは、法務省が行う国際協力の一環として、アジア諸国に対して、法

律の起草や改正、法制度の整備、法曹関係者の育成などを支援する部署です。JICAのプロジェクトにも協力しており、現地調査を行ったり、現地の法律家を対象にした研修やセミナーを企画したり、その講師を務めたりもしています。

日本はカンボジアの民法と民事訴訟法の起草を支援してきましたが、中身は日本の法律に近いので、私たちが現地の法律家に対して講義をする機会も少なくありません。日本の考え方を紹介したり、具体的な事例を挙げて問題点を解説したりして、現地のニーズに沿った講義になるように工夫しています。私は「核となる部分は分かりやすく」を心掛け、一番伝えたいことを準備段階で明確にするようにしています。相手は、事件が目前にあって、何とか解決しなければならぬ状況にある実務家の方々なので、理

想論だけではあまり意味がないと思っています。なるべく、自分が同じ立場だったら知りたいことや、仕事ですぐに生かせることを伝えられるようにしています。また、裁判は「結果」だけでなく「過程」が重要であることも、裁判官出身者として伝えるべきことだと感じています。

カンボジアの方々とはとにかく熱心で、講義時間の半分近くは質疑応答に充てているほどです。それだけ、自分たち自身で法律や法制度を適切に運用し、国を良くしていきたいという意識が高いのだと思います。日本での研修に参加していたカンボジアの裁判官と現地で再会した際、「研修で同じような事件を取り上げていたことが役立つ」と言われたときはうれしかったですね。彼のような経験をされる方が、これから一人二人と増えていってほしいと思います。

### 法律家として同じ目線で伝える



### 寺本 二憲さん

今年4月、専門家たちとロン司法大臣の就任を祝った寺本さん(左から3人目)



今年4月、専門家たちとロン司法大臣の就任を祝った寺本さん(左から3人目)

**私**が業務調整員として携わっているのは、ベトナムの「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」です。日本は1996年にベトナムに対する法整備の協力を始め、約20年間にわたって民法など基本法令の起草支援

や、裁判所、検察院などの司法関係機関とそこで働く人材の能力向上に取り組み、多くの成果を残してきました。現在のプロジェクトは、その取り組みを一層強化するものです。特に、ベトナムでは近年、法令間の不整合や法令を執行・運用する法律家間の理解の差が課題となっており、それらを抑制・是正することで、法令の統一的な適用を目指しています。

プロジェクトでは、日本で現役の裁判官、検察官、弁護士として活躍する4人の専門家がベトナム国内を飛び回りながら、現地の司法省や首相府、最高人民裁判所などの司法関係機関を対象にセミナーやワークショップを開催し、助言などを行っています。そんな専門家の活動をバックアップするのが私の役割です。予算や会計の管理はもちろんのこと、出張日程や移動手段の適

切性、また、通訳・翻訳の質の確認など業務は多岐にわたり、さまざまな点への配慮が欠かせません。経験豊富な現地スタッフや運転手さんたちと、チームワークを大事にしながら日々業務にあたっています。

ベトナムの新・旧司法大臣をはじめ、今ではJICAの支援を受けた多くの人が同国の法律分野の中核人材として活躍しています。日本の地道な協力がベトナムの人づくり・国づくりに生きているのだと誇らしく思います。

私は、大学卒業後から30年間、北海道の炭鉱会社で技術者として働いていたのですが、実はそのころは、JICAの炭鉱安全技術協力プロジェクトの専門家としてベトナムで活動していました。縁あって、再びベトナムでの技術協力を携われることをうれしく思っています。

### 専門家の円滑な活動をサポート



## 通訳・研修監理員

### 天川 芳恵さん

「カンボジア王国法整備支援プロジェクト」通訳・研修監理員



研修のために来日したカンボジア司法省次官補や日本の裁判官であるプロジェクト専門家と談笑する天川さん(中央)

**私**はカンボジア難民として来日し、日本に帰化しました。ポルポトの恐怖政権下から逃れるため、隣国ベトナムに避難した1975年当時、私は中学校卒業を間近に控えていました。その後、ベトナム語を習得して現地のカンボ

ジア難民キャンプで通訳をしていました。

日本に来たのは84年です。当時は、働きながら語学教室に通い、大学を卒業しました。来日4年目からはインドシナ三国からの難民を受け入れている団体に通訳を務めることに。その団体の所長の勧めを受け、92年からJICAの研修監理員・通訳として働き始め、現在に至ります。

JICAで初めて法律分野の研修を担当してから、約20年がたちました。99年にカンボジア政府の要請で始まった民法・民事訴訟法起草支援のプロジェクトには現在も携わっています。カンボジアの司法関係者を招いて実施する研修で通訳を務める他、現地でのセミナーの通訳や調査業務も担当しています。

法律は、他の分野と異なり、図や写真などで内容を伝えることができないため、通訳では豊

富な語彙が求められます。「認定」「認容」など、日本語の微妙な違いを正確に伝えるためには、両言語での用語の意味合いを丹念に調べることが重要です。適切なカンボジア語の表現が見つからない場合には、言葉の意味を説明し、研修員ら自身に適切な言葉を挙げてもらいます。もちろん通訳には語彙だけでなく、法律の内容自体への理解も求められますので、事前の準備や学習には多大な時間を要します。

印象深いのは、プロジェクト開始当初、カンボジアの公務員らが「内戦で荒廃した国を立て直す」という強い意志を持っていたことです。日本の長年の支援により、カンボジアの法制度は大きく改善し、優秀な法律家が育ちつつあります。その誇りを胸に、今後もプロジェクトにまい進したいと思っています。





国会で障害者自立法の成立を訴えるウエンディさんと仲間たち。現在の政権は、障害者の自立推進に協力的だ

## 自立法の制定めざし 障害者自ら300キロ走破

2016年6月30日は、コスタリカの障害者にとって記念すべき日となった。この日の夕方、障害者自立法が国会で成立したのだ。同法案の採択の裏には、社会での認知を高めるために300キロ近くを自分たちの力で踏破した3人の障害者の熱意があった。

そのうちの一人、ウエンディ・パレントスさんは、2歳のときに難病の筋ジストロフィーを発症し、車椅子で生活するようになった。高校は卒業したが、大学に行くことはできなかったため、家族と一緒に生活していたという。「お母さんと一緒に生活するから、何も困らないわ」。コスタリカの多くの障害

# PLAYERS

国際協力の担い手たち



コスタリカを代表する日刊紙「ラナシオン」などが取り上げたことで、障害者の自立への訴えは大きく注目された



ベレスレドンに作られた自立生活センター「モルフオ」の活動の様子

者同様、そう考えていた彼女の生き方を変えたのは、2009年に来日した際の研修で出会ったメインストリーム協会の活動だった。

同協会が兵庫県西宮市で障害者自身が運営する自立生活サポートセンターだ。1989年に設立され、地域社会で障害者が自立した暮らしをすることを、さまざまな形で支援している。

これまでコスタリカには公的介助制度がなく、障害者は家族やメイドなどに頼って生活せざるを得ないことが多かった。「国会でも、以前から法改正が必要との認識はあったのですが、他の法案に比べて優先順位が低いために、審議が先送りされ続けてきました」とウエンディさんは話す。「そこで、多くの人にこの法案に注目してもらうために、マスコミやSNSを活用したキャンペーンを展開することにしたのです。その時、ヒントになったのは、日本で教えてもらった、TRYという活動でした」

TRYは1986年から当初は国内で、その後は海外でも断続的に行われた、バリアフリーや障害者自立支援への注目を集めるための活動だ。86年当時、バリアフリーの公共交通機関はほとんどなく、障害者、特に車椅子を使う人たちにとっては移動手段が限定されていた。そんな実情を知ってもらうために、廉田俊二さん（現・メインストリーム協会理事長）は大阪から東京までの自力走破を皮切りに、全国で障害者が自ら長距離を歩き抜く活動を展

開いたのだ。

過酷な炎天下、日差しをさえぎるものがない道を歩き続ける日もあったという今回の挑戦。マスコミの注目が集まり、首都サン・ホセに到着したときは行きかう車がクラクションを鳴らして応援し、道行く人々も水や果物などを提供して歓迎してくれたという。この活動の成果もあり、障害者自立法は無事、成立する運びとなった。

## 悲壮な闘いではなく 前向きに人生を楽しむ

兵庫県で障害者の自立センターを運営するメインストリーム協会は、1999年にアジア6カ国から障害者の研修受け入れを開始。研修で終わらせるのではなく、各国での自立活動の継続的な支援を手掛けてきた。ネパールで自立センター設立のためのセミナーを開催したときにJICAとのつながりが生まれ、2008年からは中米各国の障害者の訪日研修を受け入れ、13年までに60人が来日した。

研修の中で伝えているのが、アメリカなどを中心に広がってきた新しい自立の考え方。自分の生き方を自分で決定する「自己決定」こそが自立の根幹で、そのために介助者の力を借りるというものだ。訪日研修では、障害者がメインストリーム協会の活動を見て、自立の考え方を学んでいく。

ウエンディさんは帰国後、コスタリカで地元の仲間たちと自立生活の実現

に向けて取り組んできた。12年にはメインストリーム協会の協力で南部のベレスレドンに障害者のための自立生活センター「モルフオ」が設立され、ウエンディさんもこのセンターで仲間たちと生活を始めた。

ウエンディさんを後押ししてくれたのが、研修などに常同行し、彼女をずっと支えてくれた母のヤミレスさんだ。「ある晩、キッチンで両親が話しているのを聞きました。私が家族と離れて暮らすのを心配する父に対して、母が、あの子を愛して、尊重しているからこそ、出て行くことを認めてあげなければ」と答えていたのです」

現在、センターは日本の支援で運営されているが、いずれはコスタリカの人たちだけで運営していくことになる。障害者自立法は、そのための基盤となるはずだ。「コスタリカは比較的治安も



メインストリーム協会で行われる研修を受ける参加者たち。この日は全体会議が行われていた



日本の障害者支援団体の全国会議で、コスタリカの活動を報告するウエンディさん

よく、経済的余裕もあり、何より教育が充実しています。人権を守るという意識が高く、障害者の自立センターも増えてきていますが、バリアフリーに関して地域格差が大きく、改善が必要」と廉田さんは話す。

障害者自立法では、介助者の資格などについて、障害者団体の意見も反映された。障害者自身の意見が法案に取り入れられた事は、自立生活を目指すに当たって大きな成果だ。ウエンディさんも法学部で法律を学び、将来は弁護士として障害者の法律支援をしたいという。

「廉田さんは、怖がっていないで、楽しみながらチャレンジしなさい」と勇気付けてくれました」と振り返るウエンディさん。障害者が自分の生き方を自分で決められる社会に向けて、これからも前向きなチャレンジの毎日だ。

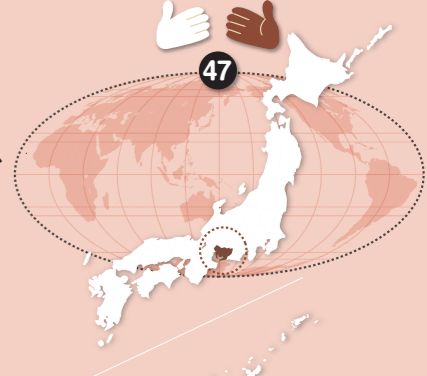


サンホセ  
コスタリカ

## 特定非営利活動法人 メインストリーム協会

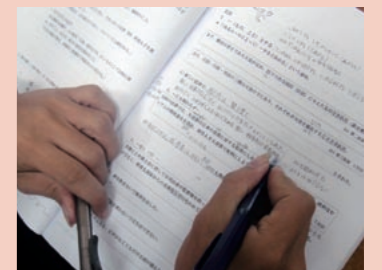
### 「普通に生きる」が当たり前の社会へ

障害者の自立した日常生活を支えるための公的介助制度。コスタリカでは、この制度の制定が遅れ、多くの障害者が家族に頼る生活を選んでいました。状況を変えるきっかけとなったのは、日本で障害者の自立生活に取り組む特定非営利活動法人メインストリーム協会の活動だ。



愛知県

面積約5,172km<sup>2</sup>。人口は全国第4位の約744万人で、県庁所在地の名古屋市の人口は約228万人(2014年10月1日現在)。県内の総生産は31兆8,815億円で、全国第3位。自動車に代表される輸送機械が有名で、愛知のものづくりを国内外にアピールし、世界的ブランドへと展開するための事業が推進されている。



# 手を育てる

法整備支援を学問的な課題として探求している名古屋大学。弁護士会や地元企業とも連携しながら、さまざまな法整備支援事業を展開するとともに、アジアの発展に貢献するグローバルリーダーの育成を目指している。

## 愛知県



カンボジアの日本法教育研究センターで行われている民法の授業の様子。使われているテキスト(右)も全て日本語だ

### 全国に先駆けて 新しい地平を切り開く

ベトナムでJICAによる初めての法整備支援プロジェクトが始まったのは、今から20年前の1996年。名古屋大学は、それ以前から日本とベトナムの法の研究を通じて国際交流を続けていた。

「まだ日本政府として支援の動きがなかった90年代の初め、民法が専門で現在は名古屋大学名誉教授の森島昭夫さんが、ベトナムへの法整備支援を検討していました。私はベトナム憲法史が専門なので、森島さんに協力する形で何度か一緒にベトナムを訪れました」と説明するのは、同じく名古屋大学の名誉教授である鮎京正訓さんだ。ドイモイ政策によって市場経済化が進んでいた当時のベトナム社会には、人々の経済活動に不可欠な民法が整備されていなかったため、森島さんが同国初となる民法典の起草に協力することになったのだ。程なくしてJICAの法整備支援プロジェクトが動き始め、2人はプロジェクトの立ち上げ段階から関わり、ハノイで行われた調印式にも出席した。

こうした経緯もあり、もともと法整備支援に取り組む下地が整っていた名古屋大学。2002年には、法学分野の国際協力を推進するセンターとして、「法政国際教育協力研究センター(CALE)」が設立された。主な取り組みの一つが、アジア7カ国の8つの

# 次世代の担



モンゴルで開かれた調停人養成研修の講師を務める田邊弁護士(中央)

大学に設置された「日本法教育研究センター」の運営だ。ここでは、現地の学生が日本語で日本法の教育を受けており、4年間の課程を終えた学生の中から、名古屋大学の修士課程への留学生が選抜される。CALEの小畑郁生センター長は、「特長は、現地大学で開かれている現地法の講義と並行して、日本法を教えている点です。学生には、現地法の課題にも気付いてもらいたいと考えています」と話す。

カンボジアの同センター第1期生のリム・リーホンさんは、現在は名古屋大学の博士課程で日本などの司法制度を研究している。リーホンさんは、「将来は母国カンボジアの大学で法学の先生になり、法曹界の人材育成に貢献したいと思います」と目標を語る。

### オール愛知で 支援や教育の現場を支える

海外に進出する日本企業にとって、経済活動の根幹となる相手国の法制度。名古屋大学は、愛知県などの企業で構成される中部経済連合会と定期的に意見交換や情報共有の場を設けるなど、産学連携の取り組みを推進している。また、愛知県弁護士会とも連携を図り、留学生向けの授業や特別セミナーを現役の弁護士が受け持っている。

愛知県弁護士会は、これまでJICAの研修コースに協力するなど、法整備支援にも積極的に関わっており、モ

ンゴル弁護士会とは友好協定を結んでいる。そのきっかけを作ったのが、2004年から2年間、モンゴルで法整備支援プロジェクトの専門家を務めた田邊正紀弁護士だ。

取り組みの一つが、調停制度の導入だ。「心掛けていたのは、日本のやり方を押し付けないことです。日本では、当事者が別々に調停委員と面接する別席調停が基本ですが、モンゴルでは司法に対する信頼が低く、自分がいない場所で行われていたのではという疑念を抱かれる懸念がありました。そのため、両方の当事者が同席の上で話し合う方式としました」と田邊弁護士。もともとモンゴルには調停という言葉すら無かったが、今では全国の裁判所に調停制度が導入されている。

また、判例の公開にも取り組み、当初は年間10件ほどしか公開されていなかった判例が、今では全件インターネット上に公開されている。「現地の裁判を傍聴したり、法律事務所を回ったりして、自分の目で見て問題点を考えました。若い世代の弁護士たちにも、もっと海外を経験して視野を広げてもらいたいと思っています」と田邊弁護士は語る。

名古屋大学の鮎京さんは、法整備支援はその国の発展に貢献すると同時に、日本にも良い影響をもたらすと話す。「明治以降の日本の法学が対象としてこなかったアジア地域の法の歴史や現状を明らかにしてきたことは、



ベトナムのJICAプロジェクトオフィスで実際の業務を体験した坂本さん(中央)

大きな意味があります。また、日本の学生には、法学分野でも国際貢献ができる道がある」という新しい認識を与えています

法整備支援を学ぶために名古屋大学に入学したという法科大学院1年の坂本あずささんは、学部時代、大学の留学制度を利用してベトナム・ホーチミン市法科大学に半年間留学した。「留学中、現地のJICAプロジェクトオフィスでインターンシップに参加させてもらいました。日本の法律家の方々が綿密な議論を行っている様子を目にして、まずは日本法を習得しなければ、他国の法整備支援の役に立てることは何もないと感じました。そう話す坂本さんは、弁護士を目指して学業に励んでいる。

アジアの法に寄り添い続けてきた経験を、次の世代へ。そんな未来を見据えた循環が、ここ愛知県から生まれている。

## さまざまな教科と連携 国際教育の情熱を共有

岡山市立京山中学校の1年生の英語の授業。この日のテーマは、現在進行形の文法だ。その練習の材料として用いられたのは、モザンビークの街中を写した19枚の写真だった。

「女の人がニワトリを売っています」「子どもたちが友達と話をしています」



世界とつながる  
教室

など、生徒たちは習った英文法を使って写真の様子を描写していく。

その後、生徒たちはペアを組んで1枚の写真から読み取れる事柄を書き出す作業を始めた。「現在進行形を使って写真の説明をしながら、モザンビークの良さや日本との違い、文化的な特徴なども読み取りましょう」。そう生徒たちに呼び掛けるのは、英語科を担当する竹島潤先生だ。竹島先生は、2010年から昨年

モザンビークの写真から読み取れる内容を英語で発表する生徒たち。1枚の写真が、英文法を学びながら外国を理解するための教材となる

## 教科横断で 世界への関心を広げる

岡山県岡山市で英語教師を務める竹島潤先生は、2011年にJICA教師海外研修に参加して以来、研修で築いたネットワークを生かした国際教育を展開している。教科横断による授業には、異文化に対する生徒の関心と理解を深める工夫が散りばめられている。

ものだ。2011年のJICA教師海外研修の際に知り合った他校の先生が、その後、青年海外協力隊としてモザンビークに派遣されたことを受け、同じ研修仲間と一緒に、その先生を訪ねてモザンビークまで足を運んだのだ。「生徒たちに、より現実味のある途上国の情報を伝えたい」と思い、現地では授業に生かせる材料を探しながら過ごしていました」と竹島先生は話す。

ちの生活とアフリカの生活の相違に気づき、その良さを英語で表現しよう。英語の授業だけでなく、他の教科とも連携した横断的な授業の実践が特徴だ。

昨年は、社会の時間にアフリカ全体や個別の国を取り上げて地理的なイメージをつかみ、美術の時間には、アフリカの写真を鑑賞して現地の生活や文化への理解を深めるなど、4科目で計12時間の授業を行った。それらの学習を踏まえて、生徒たちは英語の時間に日本とアフリカ・モザンビークを比較する英文エッセイを書き、発表したのだ。

他教科との連携による授業のプログラムは、竹島先生が計画全体の骨子を作り、他の先生に提案するかたちで進めたという。「計画を共有する中で、他の先生方にも、面白そうだな」と思ってもらったことが大切だ。協力が得られた後は、それぞれの専門的な観点から新たなアイデアが付け加えられていきました」

## 授業の材料は自分で集める 人脈を生かした国際教育

授業で使用したモザンビークの写真の多くは、竹島先生が現地から自ら撮影した

もので、2011年のJICA教師海外研修の際に知り合った他校の先生が、その後、青年海外協力隊としてモザンビークに派遣されたことを受け、同じ研修仲間と一緒に、その先生を訪ねてモザンビークまで足を運んだのだ。「生徒たちに、より現実味のある途上国の情報を伝えたい」と思い、現地では授業に生かせる材料を探しながら過ごしていました」と竹島先生は話す。

こうして撮影された19枚の写真を授業で目にした生徒たちは、「写真に写っている人の多くが笑顔で、いい国なんだな」と思った。「モザンビークには自然がたくさんあるだけでなく、スーパーマーケットなどのにぎわっている場所もあるんだな」と思った。さまざまな気づきを得たようだった。

さらに、授業では友人の青年海外協力隊員が英語で書いたモザンビーク紹介文も教材として活用。こうした多様な教材を使った授業について、竹島先生は、「英語でアフリカの生活や文化に触れる中で、言語や異文化に対する関心を高め、それらを尊重する心を育てることが狙いです。また、青年海外協力隊の活動を知ること、世界の国々への理解を深め、

度まで京山中学校に勤務し、今年4月からは同じ市内の旭東中学校で教えている。

竹島先生は、2011年にJICA教師海外研修に参加した。「研修で訪れたネパールは、私にとって初めての開発途上国でした。学校を訪問したり、現地で活動する青年海外協力隊の話を知りたりする中で、研修での経験を国際教育として生徒たちにも共有したいと思うようになったんです」。当時勤務していた京山中学校で国際教育を始めたきっかけを、竹島先生はそう振り返る。

2011年以降、京山中学校ではネパールを皮切りに、毎年、アジアやアフリカなどのさまざまな国を取り上げ、食糧問題や貧困問題を題材に国際教育の授業を展開してきた。モザンビークの写真を使った英語の授業は、昨年度の国際教育の一環だ。取り組みのテーマは、私た

国際社会に生きる日本人としての自覚を高めてほしいと思います」と話す。

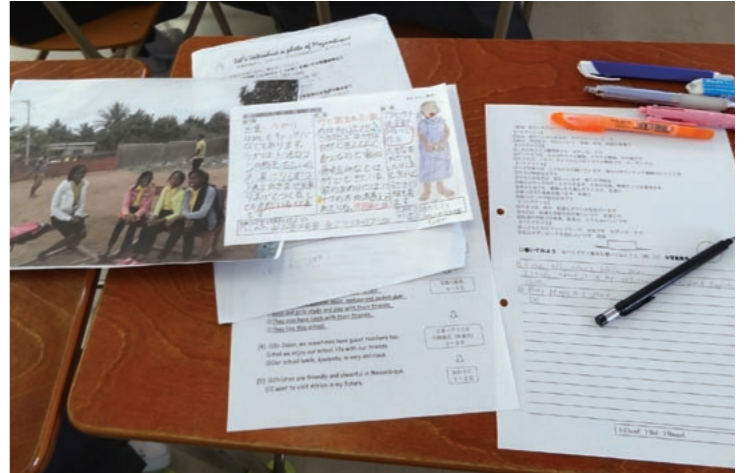
社会の時間にインターネットや資料集などを使って事前にアフリカ諸国について下調べをしていたため、生徒たちは青年海外協力隊が書いたモザンビークの紹介文を事前知識と照らし合わせながら読むことができた。また、美術の時間に、1枚の写真を多角的に鑑賞する方法を学んだことで、写真の背景情報まで深く類推して考える力やそれを発信する力も身に付いた。

「いろいろな教科を通して学習することで、文化の大切さがよく分かった」「英語の授業で他国についても学べるのは効果的」「今まで、暑い」というイメージしかなかったけれど、日本との共通点も多いことが分かった」など、教科横断による国際教育は生徒たちからも好評だ。

授業を通じて、将来、国際協力の仕事をしたい」と話すようになった生徒もいるという。

「教える子が外国語系や国際系の大学に進学したという話を聞くのは、本当にうれしいものです。現在の赴任先の旭東中学校でも、国際協力に取り組むNGOなどと連携しながら授業を実施しているよう、準備を進めています」と竹島先生。国際教育にかける思いは確実に生徒に届いている。

モザンビークについてまとめた1年生の資料。竹島先生の国際教育は、教科の内容を軸に表現力や発信力、世界について考える力などを鍛えるもの。3年生の中には、「中学での学びの集大成のようだった」と話す生徒もいる



青年海外協力隊としてモザンビークで活動中の友人を訪ねた竹島先生(中央)。竹島先生はJICAの開発教育指導者研修にも参加し、他校の先生たちと国際教育の事例を共有しながら授業に役立っている



モザンビークの中学校を訪れた竹島先生。京山中学校の1年生の取り組み内容は、青年海外協力隊を通じて現地の中学生にも伝えられた



モザンビークの首都マプトの様子。「生徒たちには、『結構、日本と似ているなあ』とやっぱり違うなあ、どちらの感想も大切にしてもらいたいと思います」と竹島先生

### 連携を強めて成果を最大限に

約5年にわたって、開発途上国の法整備支援に携わっている金田雅之さん。さまざまな立場の人との信頼関係を大切にしながら、人々の権利を守り、社会が発展する基盤となる法制度を扱う責任重大な仕事に取り組んでいる。

#### 合意直前に生じた困難

大学時代にバックパッカーとして訪れたタイやカンボジアで、ぼろぼろの服にはだしの子どもたちが物乞いをしている光景を目の当たりにしました。自分は何不自由なく大学に通っているけれど、生まれた国が違えば当たり前だと思っていた生活さえも送れなかったかもしれない。そのとき感じた衝撃が、JICAを志したきっかけです。

産業開発・公共政策部に配属されたのは5年前です。印象深い案件の一つが、カンボジアでの法整備プロジェクトです。カンボジアでは20年にわたる内戦によって多くの法曹関係者が虐殺され、1999年の終戦時には司法制度は壊滅状態にありました。そこで、同年からJICAはカンボジアの司法省に支援を行い、民法と民事訴訟法を中心とした草案作成に協力してきました。

4期目にあたる現在のプロジェクトでは、支援の成果として成立した法律の適切な運用を目指し、現地の法曹関係者への浸透に主眼を置いています。苦労したのは、その立ち上げの際です。それまでカンボジア側の担当機関だった司法省に加えて、法律家の養成学校、弁護士会、大学もプロジェクトに巻き込むため、JICAと4者との間で合意文書を交わす段取りを進めていたのですが、直前になって司法省から、4者対等の立場での合意文書には署名できないと拒

否されてしまったのです。

ネパールに出張中だった私は急ぎよカンボジアに飛び、司法省の次官と電話で何時間も話をしました。その結果、最終的にJICAと司法省の両者が合意し、さらに司法省と他の3者との間で合意を結ぶ形に落ち着き、事なきを得ました。肩書きを大切にしているカンボジア社会では、日本以上に細心の注意を払って相手の立場を考慮することが不可欠だと改めて感じました。

#### チーム一丸で取り組む

プロジェクトでは、同国の若手の裁判官、検察官、弁護士といった人たちでワーキンググループを作り、現場での課題などを議論しながら民法と民事訴訟法について学んでいます。彼らに直接指導するのは法律のプロである日本の法曹専門家の方々と、私は開発協力のプロとして、どうすれば彼らの自立につながるのか、相手国政府にとってこの支援はどのような位置付けにあるのかなど、さまざまな視点から成果を最大限にする方法を考えています。

法整備支援は、専門家の協力無くしては成り立ちません。それぞれの考えを尊重すること、そしてチームとして働いている意識を持ち、コミュニケーションを密に取ることを心掛けています。このことは、相手国の関係者との信頼関係を構築する上でも大切だと思っています。



産業開発・公共政策部  
ガバナンスグループ 法・司法チーム

**金田 雅之**  
KANEDA Masayuki

2002年にJICAに就職。国内事業部、ニジェール事務所などを経験した後、10年から1年間のJICA海外長期研修に参加して、シンガポール国立大学で修士(公共政策)を取得。11年7月より現職。



ニジェール事務所に勤務していたころの金田さん(右奥)。理数科教育プロジェクトの一環として、中学校の理科の実験を視察した

立ち上げ時の苦労はありましたが、今ではワーキンググループのメンバーが率先して、他の弁護士に向けたセミナーを企画する動きなども出ています。最終的には、現地の人たちが自身で、カンボジアの法曹界全体に民法と民事訴訟法を普及していける体制を構築することが目標なので、そこに向けた端緒を見た気がしてうれしく思います。

国の礎である法律を整備することは、一つのプロジェクトの成果にとどまらない幅広い効果があり、社会の発展に貢献するとともに人権の保護につながります。国の政策や動向などに関する広い視野を持った上で、その国のためになる支援を常に考えていきたいです。



カンボジアの司法官学校の関係者と協議する金田さん(左端)

## 北岡理事長が「東京サステナブル会議」に登壇

01



講演を行う北岡理事長

JICAの北岡伸一理事長は、6月29日、日経B/P社主催の「東京サステナブル会議」に登壇し、基調講演を行いました。同会議には、企業などから約400人が参加し、持続可能な開発目標（SDGs）の目指すサステナブルな社会の実現に向けて、日本企業がどのように貢献できるか活発な議論が行われました。

北岡理事長は講演で、ミレニアム開発目標（MDGs）の下で達成したゴールがある一方、成果には地域差があり、一国内での格差も拡大していることに言及しました。

また、SDGs達成のためには、政府に加え、企業、市民、研究機関などの連携が必要であり、特に日本企業を持つ技術が果たす役割は大きいことを強調。JICAと日本企業の連携の具体例として、味の素の栄養食品を活用したガーナでの栄養改善プロジェクトや、質の高い教育が必要とされているバングラデシュでの公文書の導入の他、インドの地下鉄など大規模インフラ整備にきめ細かな配慮を行う日本の



会場の様子

開発の事例を紹介し、企業にとっても新たなビジネスチャンスになっていることを示しました。

さらに、開発途上国でもイノベーションが進んでおり、現地のノウハウが日本の課題解決にもつながる可能性があるとの考えを述べ、SDGsへの貢献が国内でのビジネスチャンスにもなるだろうとまとめました。

会議では他にも、国際航業代表取締役会長の呉文綱氏が「CSRのみならず本業を通じた企業の貢献をすべく、企業理念や事業方針の中心に社会課題の解決を捉える必要がある」と講演。企業からは日産自動車、エイピーピー・ジャパン、富士通、ソニーが登壇し、持続可能な社会に貢献する新しい製品やビジネスモデルなど、自社の取り組みを発表しました。

パネルディスカッションでは、長期ビジョンの作り方と使い方をテーマに、社員を巻き込んだビジョンの策定プロセスについて議論。多くの参加者から、SDGsはチャンスであるとの声が聞かれました。

## 青年海外協力隊が「ラモン・マグサイサイ賞」を受賞

02



フィリピン・カピス州の口ハス市特殊教育学校で、養護隊員（現障害児・者支援）として活動する青年海外協力隊

JICAボランティア事業の一部である青年海外協力隊が「ラモン・マグサイサイ賞」を受賞しました。

アジアのノーベル賞とも呼ばれる同賞は、フィリピンのラモン・マグサイサイ大統領を記念して1958年に創設された賞で、アジア地域で社会貢献などに傑出した功績を挙げた個人や団体に対し、毎年、マニラ市のラモン・マグサイサイ賞財団から贈られるものです。過去には、マザー・テレサやダライ・ラマ14世の他、緒方貞子元JICA理事長もこの賞を受賞しています。

昨年50周年を迎えた青年海外協力隊事業は、現地の人々と共に生活し、共に働くという理念の下、長年にわたってアジア地域の経済と社会の発展に貢献してきました。今回の受賞は、その功績が認められたものです。

これまでに派遣した青年海外協力隊は、全世界で累計延べ4万1000人を超えます。アジア地域には延べ1万2199人を派遣しており、現在はアジア18カ国で581人が活動中です（2016年7月31日現在）。

## コンゴ民主共和国に国際緊急援助隊・感染症対策チームを派遣

03



ワクチンキャンペーンでの聞き取り調査の様子

JICAはコンゴ民主共和国における黄熱の流行に対し、緊急支援を行いました。世界保健機関（WHO）をはじめ、複数の機関も支援を開始しています。

コンゴ民主共和国では黄熱の感染が拡大しており、6月20日、同国政府は黄熱の流行を宣言しました。6月24日時点で、疑い症例を含む1307人の患者が報告されており、うち75人が亡くなっています。

これを受けて、日本は同国での黄熱感染拡大の状況を把握し、対応を検討するため、7月10日に調査チームを派遣しました。調査結果と同国政府からの支援要請を受け、日本は7月19日、岸田文雄外務大臣が国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣を決定しました。JICAは翌20日から、感染症専門家などから成る感染症対策チームを派遣し、支援にあたりました。

# 日本とアジアの絆をたどる旅

～ひとごとではない人身取引～

[ベトナム編]

アジアで日本が人身取引対策のプロジェクトを支援しているの聞いて

取材漫画家の井上きみどりです

取材に行つてきました



\*このプロジェクトの活動を取材した漫画はここで読めます (無料公開)

「なんとかしなきゃ!プロジェクト」井上きみどりの日本とアジアの絆をたどる旅

<http://nantokashinakya.jp/>

人身取引のことに詳しく知りたい人は読んでね!



井上きみどり 取材漫画家・コラムニスト。仙台市在住。二児の母。震災復興、放射能、女性と子どもの病気、国際協力をテーマに作品を発表。近著に『ふくしまノート』『わたしたちの震災物語』『孫育』など



(注) 国際刑事警察機構



### Q3. どんな成果が出ているの?

A3.

日本が政府開発援助 (ODA) で最初に法整備支援を実施した国はベトナムです。ベトナム政府は、1986年にドイモイ (刷新) 政策を導入し、市場経済に転換するために法整備に着手しました。こうした流れの中、同国政府の要請を受け、96年にJICAによる法整備支援が始まったのです。

日本は、ベトナムの民法・民事訴訟法の起草や、研修員の受け入れなどにより法令を実際に運用する法曹実務家の育成などの支援を行ってきました。このような長年の支援が実を結んだ一例として、今年4月にベトナムの司法大臣に就任したレー・タイン・ロン氏がいま

す。ロン氏は、99年からJICAの支援で名古屋大学に留学し、2003年に博士号を取得しました。

また、自由な経済活動を支える法制度が整ったことで、日本企業を含めた各国企業が現地で事業を展開しやすくなりました。法整備支援は相手国に加えて国際社会全体にもメリットがあるのです。

日本政府は現在、ベトナムをはじめとするアジアの8カ国で重点的に法整備支援を展開しています。一方で、アフリカ諸国に対しても、司法アドバイザーを派遣したり、現地から法曹人材を招いて日本で研修を実施したりするなどの支援を行っています。

### Q1. 日本はどのように法整備を支援しているの?

A1.

日本は明治維新以降、欧米の法・司法制度を取り入れ、それを自国の社会や文化、既存の制度と調和するようにカスタマイズしながら法制度を整えてきました。

一方で、世界には現在も法律が十分に整備されていない国や公正な裁判制度が確立していない国があります。個人の権利がきちんと守られることは、社会が発展するための土台です。日本は各国のニーズに合わせた基盤づくりに協力するため、長年積み重ねてきた法整備の経験を踏まえてアジアをはじめとする開発途上国で支援を展開しているのです。このような協力は、支援を受ける国の発展だけでなく、国際社会全体の平和と繁栄にも寄与するものと言えるでしょう。

日本の法整備支援は、①法案の起草や起草された

草案の立法化プロセスの支援、②法を執行・運用する機関や法を適用して紛争を解決する機関の能力向上のための支援、③法制度・司法制度へのアクセス向上のための支援一を柱としています。これに加えて、支援を受ける国が将来にわたり自立的に法整備を行うことができるよう、支援が終わった後まで見据えた法曹関係者などの人材育成支援を行っています。

外務省は地域を管轄する観点から各国のニーズを吸い上げ、どのような枠組みで法整備支援を展開するのが適切かなどを検討し、法務省の協力を得てJICAと案件化を進めています。実際の支援は、専門家を派遣する法務省や日本弁護士連合会などとも連携して取り組んでいます。

### Q2. 日本の法整備支援の特徴は?

A2.

法制度は国の根幹を成すものです。皆さんの中には、「他の国の法律をつくってもいいの?」と疑問に思う方がいるかもしれませんが、欧米諸国の法制度をつくり変えながら、自国に合った法基盤を築き、戦後、民主主義国家として急速に経済発展を遂げてきた日本だからこそできる支援があるのです。

日本の法整備支援の強みは、過去の法整備の経験からさまざまな選択肢を相手国に提示できること。日本の成功モデルを押し付けるのではなく、相手国の主体性 (オーナーシップ) を最大限尊重し、その国の実情とニーズを踏まえたきめ細やかな支援を展開しています。

開発途上国には、その国の実情に基づく取引の慣習やしきたりが存在します。また、最近では、さまざまな法律が既にできつつあります。日本から派遣される専門家は、

このような既存の制度や、現地の慣習・文化を調査し、それらを現代的な考え方で組み合わせて、国家としての統一的な法律をつくる手伝いをしています。法制度をつくる上では、取引慣行や人権保障について、国際標準に合った考え方を取り入れつつ、相手国の社会に根付き、適切に運用されるものを目指さなければなりません。専門家の視点で整合性を検討したり、関係者と協議を重ねたりしながら、バランスを調整することが大切です。こうしたプロセスは時間がかかりますが、日本は長期的な視点で相手国に寄り添いながら支援を続けています。

カンボジアの民法と民事訴訟法。「国際標準に合致した100年使えるものをつくりたい」という同国の要望に応じてつくられた。いずれも適用が開始されている



ミャンマーで開催した会社法のセミナー。英国植民地時代の1914年に制定された会社法を、現在の市場経済に適合させ、投資の呼び込みにつなげる必要があるとなっている

## Message from Madagascar

### 天下の台所発“脱税できないレジ”

マダガスカルでは、2009年にクーデターが発生して以降、2014年の初めまで暫定政権が続きました。その間、政治危機により経済活動が停滞し、政府機能も弱体化してしまったことから、徴税率が大幅に減少。国家歳入が悪化した結果、社会・開発政策に予算を割り当てることがままならない状況になってしまいました。



日本人会の会場としてもよく使われるレストランに設置された徴税レジ

2014年の新政権発足後、政府はこのような状況を立て直すために、徴収増加に向けた改革に着手し始めています。

特にマダガスカル政府が目をつけたのが、付加価値税の徴収を目的とする、徴税機器を使った脱税防止システムです。このシステムは、第5回アフリカ開発会議 (TICAD V) の商業イベントに出展していた大阪の企業・株式会社ビー・エム・シー・インターナショナルが開発してきたもの。店舗のレジに外付けで機器を設置するだけで、国税当局が各店舗の納税額を把握することができるため、“脱税できないレジ”として世界23カ国に販路を広げています。

マダガスカル政府は日本の協力を通じて、試験的に500台の徴税機器を首都アンタナナリボ市内の店舗に設置することを決めました。記念すべき1号店は、マダガスカル在住の日本人御用達のレストランです。

今後は、マダガスカル政府の主導で徴税機器を全国に設置していくことが検討されています。日本の技術がマダガスカルの財政再建に寄与することを願ってやみません。

(在マダガスカル日本国大使館 二等書記官 小川大輔)

POINT

- 1 法整備は相手国の発展のためだけでなく、世界の平和・繁栄にも寄与する
- 2 相手国の制度や文化を踏まえた協力が日本の法整備支援の特徴
- 3 ODAによる初の支援国ベトナムでは、人材が育ち、ビジネスもしやすい環境に

### テーマ 法整備支援

外務省 国際協力局  
地球規模課題総括課 上席専門官

岡垣 さとみ

OKAGAKI Satomi

1992年、外務省入省。ニューヨーク国連代表部、在カナダ日本国大使館、国際協力局気候変動課、伊勢志摩サミット・広島外相会合準備事務局などを経て、2016年6月より現職。



「ここが知りたい」。国際協力に関する政策を  
外務省の担当者が分かりやすく解説します!

# Madagascar

[マダガスカル]

写真・文＝竹沢うるま(写真家)

## 谷間にたなびく煙と絆

朝、辺りには霧が立ちこめる。男性は畑に行き、村には子どもと女性が残る



c



d

村では民家に泊まらせてもらうことにした。中に入ると日本のいろりのようなものが部屋の中心にあり、そこに家族が集まっている。家屋は2階建て。2階は物置になっている。壁や天井はすすで覆われ、天井には主食のトウモロコシがつるさされていたが、これも真っ黒になっていた。湿度が高いので、乾燥させて保存しやすくしているのだろう。実際、水分を含んだ海からの風がこの辺りで冷やされるために、この村では毎朝、霧が発生し、空気はじつとりと湿っていた。

- c. きれいに整えられた棚田が山の斜面に広がる。東南アジアの田園風景とよく似ている
- d. 木造家屋が密集するサカイブ村。およそ40軒の家に、200人ほどが住む
- e. いろりを中心にして家族が集まる。一家族は5人から8人ほど。村を離れ、町に出稼ぎに行っている若者も多い



a



e

マダガスカル南東部の内陸地域。緩やかな丘が重なり合う高原地帯に、サカイブ村を目指した。この村には森の民、タナラと呼ばれるザフィマニリ族が住んでいる。

週に一度の市場から村へと戻る村人たちと一緒に歩くこと2時間。大きな十字架があるブイヴェと呼ばれる巨大な岩山の頂上にたどり着くと、眼下にサカイブ村の光景が広がった。木造の家屋が数十軒ほど、丘陵地に囲まれたくぼ地に密集している。家々からは白く細い煙が立ち上り、子どもたちが走り回っているのが見える。その先には、斜面を利用して作られた水田が段々に広がっており、まるで東南アジアの田園風景のようだ。重い荷物を抱えた村人たちは岩山でしばらく休憩した後、斜面を下り、吸い込まれるように村に入っていった。



b

- a. 村のすぐ近くにあるブイヴェと呼ばれる岩山の頂上で、一休み。この岩山は村人たちの信仰の対象になっている
- b. 近くの村で週に一度の市場が開かれる日。重い荷物とともに数時間かけて山道を歩く



h

- h. 稲わらを編み、入れ物や帽子を作る。男性が農作業に行っている間、女性は家で手芸を営む
- i. 細かな彫刻が施された小さな腰掛け。彼らはどこに行くときでも、自分の腰掛けを持ち運ぶ
- j. 訪れた時期は田植えの季節。村人たちは、歌を歌いながら楽しそうに共同作業をしていた



i



j



マダガスカル

竹沢 うるま (たけざわうるま)  
 1977年生まれ。大学在学中、沖縄の海的美しさに衝撃を受け、写真を学び始める。卒業後、水中撮影カメラマンを経てフリーに。日経ナショナルジオグラフィック写真賞2014グランプリ受賞。著書に『Walkabout』(小学館)、『The Songlines』(小学館)など。

社会が確立されているのだ。人々は米から作った酒を飲み、穏やかな表情で談笑していた。一緒になって酒を飲み、ご飯を食べると、口の中でみずみずしい大地の味が広がった。

マダガスカルの人々は1000年以上前にインドネシアからやってきたといわれているが、木彫文化と農耕社会を色濃く残すファイマニリ族の人々の生活は、その確かな証拠に思える。彼らと時間を過ごしていると不思議な懐かしさがあったが、それもやはり、自身の文化圏に近いアジアの香りを感じていたからかもしれない。

サカイブ村では、人々の共同体が機能し、自然の恵みを楽しみ、大地の力を信じ畏れていた。初めて訪れたのにとっても落ち着く、心地よい滞在だった。

岩山の上から見たときは分からなかったが、家屋には入り口のドアや窓など、至るところに細かい彫刻が施されている。村人たちがいつも持ち運んでいる三本脚の小さな腰掛け椅子にも、細かな幾何学模様の彫刻が広がっていた。クモの巣のような模様は家族のつながりを表し、三本の脚は父と母、そして子を意味しているのだという。

村を歩いていると、人が多く集まっている家があった。のぞいてみれば、泥にまみれた人々が集まり、食事の準備をしている。どうやら、農作業を終えた村人たちが集まっているようだ。この村では、農作業を共同で行う。そして、作業が終わるところや一つ一つの家に集まり、みんなでご飯を食べる。農耕を中心とした



f

- f. 子どもたちは見慣れぬ旅人に興味津々の様子で、家屋の小さな窓からこちらに笑顔を投げ掛けてきた
- g. 夕方、農作業が終わった後は、一軒の家に集まり、みんなで食事をする。村人たちは共同体意識を強く持っている



g

## マダガスカルの暮らしの知恵といえば

### バオバブ



高さ20メートル以上のバオバブが林立する“バオバブ通り”

マダガスカル西部のムルンダバは、バオバブの名所として知られる。特に、国道沿いの“バオバブ通り”は、エコツーリズムの名所として日本人旅行者にも人気だ。

ここで見られるバオバブは、マダガスカルにしかない“アダナンビア・グランディディエリ”と呼ばれる種類だ。直立する姿が美しいだけでなく、住民の生活にも役立っている。人々は、昔から果実内部の種衣を食べたり、種から油を抽出したりしてきた。樹皮や葉は、カルシウム源にもなる。また、樹皮の内側から板状に剥いで採れる繊維は、家の屋根や壁材になり、結び上げればロープを作ることできる。

バオバブ通りの周辺には田んぼが広がり、田園風景とバオバブの共演を楽しむことができる。しかし、人口集中で過度の耕作が進み、美しい景観が失われつつあるため、対策が求められている。



バオバブの果実売り

取材協力：ボランティアサザンクロスジャパン協会

## 地球ギャラリー

### マダガスカルの文化を知ろう!

日本の1.6倍の国土面積を持つマダガスカル。そこには、東南アジアさながらの田園風景が広がる。同国では稲作が盛んで、一人当たりの米の消費量はなんと日本人の2倍だという。

現地語で、“豚肉とグリーンピース”を意味するエナキスワ・スイ・ペティポアは、マダガスカルならではのたっぷりのご飯にかけて食べる料理の一つだ。

「マダガスカルでは、豚肉より牛肉の方が安いんです。だから、牛肉を使って作ることもあります」。そう教えてくれた

のは、御茶ノ水にあるジャズ・ライブハウス&レストラン「NARU」のシェフを務める、マダガスカル出身のランドリアマムピアニナ・エリック・ピエールさんだ。

マダガスカル料理は、桜海老やショウガを使うものも多く、日本人の口に合いやすい。一方で、唐辛子を多用するのが現地ならではの特徴だ。都内で唯一マダガスカル料理を提供しているNARU。ジャズに浸りながら、異郷の味を楽しんでみてはいかがだろうか。

## マダガスカル料理といえば

### エナキスワ・スイ・ペティポア



#### 【RECIPE】

##### ●材料(2人前)

豚もも肉300g / グリーンピース100g / タマネギ中1個 / ニンニク1かけ / 白ワイン適量 / トマトソース適量 / サラダ油少々 / 水200ml / 固形スープの素2個 / 塩・コショウ適量

- 1 豚肉をぶつ切りにし、タマネギはスライスしておく。
- 2 温めたフライパンに少量の油を引き、豚肉を入れて塩・コショウで軽く味付けし、焼き目が付くまで炒める。
- 3 別の鍋につぶしたニンニクとタマネギを入れ、軽く炒める。
- 4 豚肉を③の鍋に入れ、白ワインを加えてアルコール分を飛ばす。
- 5 鍋に水と固形スープの素を加える。豚肉が水から出て表面が硬くならないように様子を見ながら、少しずつ水を加える。
- 6 少量のトマトソースを加え、弱火で煮込む。グリーンピースを入れたら軽く混ぜ、水分が完全に無くなる前に火を止める。
- 7 お皿に盛り付け、お好みで唐辛子を掛けたら出来上がり。

#### 【SHOP INFORMATION】

##### NARU お茶の水店

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台2-1

十字屋ビル地下1階

Tel:03-3291-2321

営業時間:[ランチ]11時半~14時

[カフェ]14時~17時

[ディナー]18時~24時



# イチャオシ!

## E VENT

### 『アラビアンフェスティバル』

世界屈指の金融都市ドバイや神秘的な古代文明を誇るエジプトなど、多彩な魅力を持った国々が集まる中東・北アフリカ地域。アラブ諸国をテーマとする国内最大級のイベント、アラビアンフェスティバルでは、各国のファッションや雑貨、食、文化などを紹介する。当日は、屋台ブースでエジプトの国民食「コシャリ」やサウジアラビアを代表する肉料理「カプサ」など各国の料理を味わえるだけでなく、アラブの伝統楽器を用いたミュージックコンサートなどの企画も満載だ。9月10日には、ラクダとの記念撮影ブースも設置される。普段あまり触れることのないアラブ諸国の魅力を発見に行こう。



会期：9月10日(土)・11日(日) 10:00～20:00  
 場所：代々木公園イベント広場(東京都渋谷区)  
 問：アラビアンフェスティバル実行委員会  
 Email：info@arafes.jp  
 URL：http://arafes.jp/  
 (公式Facebookページ <https://www.facebook.com/arabianfes/>)

## B OOK

### 『旅行マスター Mr.タンの南米探究紀行』

～カリブ海・ウユニ塩湖・コロコバードの丘・サンバカーニバル～

香港生まれの著者がこれまでに訪れた国は110カ国以上。本書は、『旅行マスター Mr.タンの世界遺産紀行 チリ・ペルー編』に続く南米旅行記の2冊目だ。この南米探究紀行では、ボリビアやブラジルなどの他、スリナムやABC諸島といった、普段、耳にすることの少ない地域も取り上げている。風光明媚なカリブ海、天国のようなボリビアの天空の鏡——。南米の歴史や文化、環境、そして人々は、私たちを引き付ける力を持っている。数々の写真とともに南米の観光地や街角を紹介する本書を開けば、その限りない魅力を感じられるだろう。



この本を  
1人の方に  
プレゼント  
詳細は  
38ページへ

鄧 予立 (Tang Yu Lap) 著  
パレード  
1,944円(税込)

## E VENT

### 『グローバルフェスタJAPAN2016』

今年で26回目を迎える国内最大級の国際協力イベント。今年は「for the First Step ～新しい目標に向かって～」がテーマ。昨年、国連総会で「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されたことを踏まえて、SDGsについて理解を深め、私たちの生活と開発目標の関わりを学ぶ企画が数多く行われる。若者からシニアまで、普段はあまり国際協力に興味がない人も国際協力を身近に感じるチャンスだ。



会期：10月1日(土)・2日(日) 10:00～17:00  
 会場：お台場センタープロムナード  
 (シンボルプロムナード公園内)  
 問：グローバルフェスタJAPAN2016実行委員会事務局  
 TEL：03-3505-2235  
 Email：info@gfjapan2016.jp  
 URL：www.gfjapan2016.jp/

## M OVIE

### 『アンナとアントワーン 愛の前奏曲』

映画音楽作曲家として成功を収め、美しい恋人との関係も順調だったフランス人のアントワーン。ハリウッド作品の製作のためインドを訪れた彼は、ニューデリーでフランス大使の妻・アンナと出会う。大使夫妻には子どもがなく、子どもを授けたいアンナはインド南部の村に住む聖者を尋ねに旅に出る。多忙な生活を送っていたアントワーンもしばしば休養を求めてアンナと出掛けることに。ニューデリーからムンバイ、ケーララまでの2日間の列車の旅。2人は互いにパートナーがいながらも惹かれ合っていく。大都市ニューデリーの街並みや沐浴のために人々が集まるガンジス川など、異国情緒あふれるインドの景色に、思わず旅情をかき立てられる作品だ。



© 2015 Les Films 13-Davis Films-JD Prod-France 2 Cinéma

2015年/フランス/1時間54分  
 監督：クロード・ルルーシュ  
 出演：ジャン・デュジャルダン、エルザ・ジルベルスタイン、クリストファー・ランバート他  
 公開：9月3日(土)よりBunkamura・シネマ他全国ロードショー  
 URL：<http://anna-movie.jp/>  
 配給：ファントム・フィルム

長かった夏休みも終わり、子どもたちが学校に戻る季節となりました。

私事ですが、我が家の高校生の息子は、夏休みの期間中、2週間ほどタイでボランティア活動に参加しました。国際NGOの活動をお手伝いするもので、学校の仲間18人と共に、ラオスとの国境の村に住む貧しい家族のために、家をゼロから建設しました。地元の大工さんの助けを借りながら、セメントを準備し、ブロックを積み、汗みどろになりながら全て手作業で作りました。最終日には、その家族に無事に完成した家を引き渡すことができ、非常に感謝されたそうです。

息子は幼いころ、私の海外駐在に帯同していました。専門家が青年海外協力隊の方々と触れ合いを通じて、何となく国際協力を理解していたようですが、今回現場を経験したことで、発展著しい首都バンコクと貧困にあえぐ農村部の格差、ひいては相互依存の関係にある世界など、深く考えるものがあつたようです。改めて、現場に勝る教師はないと感じました。

今回の活動は、欧米の大学に進学する上で必要条件となるボランティア活動の一環として、学校（インターナショナルスクール）が企画しました。当初、息子はしぶしぶ参加している様子でしたが、帰国したときの顔つきは全く違っていました。その様子は、2年間の隊員活動を終え、自信に満ちた精悍な顔つきで帰国する青年海外協力隊員に、少しばかり似たものがありました。

日本の高校生は、実社会と関わる機会が必ずしも十分にあるとはいえません。それならば、長期の休暇などを利用して、国内外を問わず、社会貢献活動に参加してみたいかがでしょうか。机上の学習に深みを与えるだけでなく、自ら考え、行動に移す力がさらに増すことではないでしょうか。

JICA広報室 参事役 江種利文

本誌へのご意見・ご感想や  
JICAへのご質問を  
お寄せください。

プレゼント  
付き

添付のアンケートはがき、Eメール、FAXから、本誌に対するご意見やご感想、またJICAへのご質問を、氏名・住所・電話番号・職業・年齢・性別・ご希望のプレゼントを明記の上、お送りください。ご記入いただいた個人情報統計処理およびプレゼント発送以外の目的で使用いたしません。当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

◎応募締切：2016年10月15日

Eメール：jica@idj.co.jp  
FAX：03-3221-5584（『mundi』編集部宛）

- ① ラオスの雑貨
- ② 書籍『旅行マスター Mr.タンの南米探求紀行  
～カリブ海・ウユニ塩湖・コロコパドの丘・サンパカーニバル～』  
(p37参照)



①



②

本誌をご希望の場合は  
下記方法で  
お申し込みください。

申込方法

本誌をご希望の方には、送料をご負担いただく形で送付いたします。巻末の払込取扱票に、氏名・住所・電話番号・ご希望の送付期間・送付開始月を明記の上、指定の金額を郵便局でお支払いください。入金確認後、発送を手配いたします（入金から1週間程度かかることもありますのでご了承ください）。複数冊、またはバックナンバーをご希望の方は送料が異なりますので、下記までお問い合わせください。

申込先 (株)国際開発ジャーナル社 総務部(発送代行)  
住所 〒102-0083 東京都千代田区麹町3-2-4 麹町HFビル9F  
TEL 03-3221-5583  
FAX 03-3221-5584  
Eメール order@idj.co.jp



次号予告 (2016年10月1日発行予定)

留学生

近年、アジアやアフリカなどの開発途上国から日本に来る留学生が増えています。その目的は、行政官の能力向上や産業人材の育成、研究の促進などさまざま。多様化するニーズに応える日本の留学生事業の実態や、留学生たちの声を紹介します。



©Yuki Asada

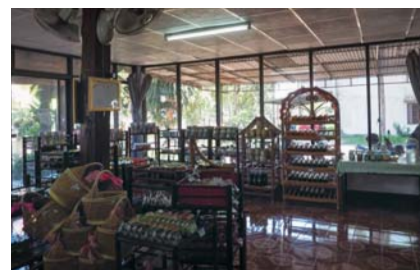
## メコンのほとり、時は緩やかに流れる

時が緩やかに流れる国といわれるラオス。国土の7割を山岳地帯が占め、東南アジアで最も貧しい国とされるが、山や豊富な水は人々に四季折々の幸をもたらし、干ばつのときですら深刻な飢餓が発生することはまれだという。

「ラオスには、恵まれた自然の中、昔からのやり方で自給自足の農業を続けている人たちがたくさんいます。私たちは、ラオス農業の後進性をチャンスに変え、経済、社会、環境のバランスが取れた持続的な発展を目指しているのです。そして、その発展の中心にいるのは農家であるべきだと考えています」。ラオス農村開発支援協会 (ASDSP) の創設者の一人、サウエンスクサー・シーサレオ博士は、ASDSPの理念についてそう語る。

ASDSPの農業支援は、有機栽培農法研修とマイクロファイナンスの組み合わせで成り立っている。農家は有機栽培農法を学ぶだけでなく、自ら事業計画を練って、マイクロファイナンスを利用した栽培を行う。ASDSPは彼らの収穫物を買上げ、加工して、「ラオ・ファーマーズ・プロダクツ」の商品として国内や海外のフェアトレード市場に送り出すのだ。

ラオス南部のパクソン産のお茶は、地元の人たちが丁寧に手摘みしたもの。蜂蜜の入った石けんは、肌を潤しながら優しく汚れを落としてくれる。伝統的な竹籠に収められ、古き良き時代の生活を思い出させてくれるラオ・ファーマーズ・プロダクツの商品は、ラオスの豊かな大地が緩やかに育んだ恵みに満ちている。



ビエンチャン市内の工場には直営店がある。品ぞろえも豊富でお土産にぴったりだ

- ★ラオスのお茶と石けんをそれぞれ1人にプレゼント!  
→詳細は38ページへ
- ★ラオ・ファーマーズ・プロダクツの製品は、日本国内のフェアトレードショップでも購入できます。







私の  
**なんとか  
しなきゃ!**

Vol. 71

## PROFILE

1962年、大阪府生まれ。同志社大学法学部卒業後、新聞記者、フリーライターを経て2004年、『ハゲタカ』で小説家デビュー。『ハゲタカ』シリーズのほか、特捜検事が主人公の『売国』、農業をテーマにした『黙示』、東日本大震災の被災地を舞台とする『海は見えるか』など、意欲作を多数執筆している。写真は今年3月、ミャンマー取材時に国民民主連盟本部で撮影。

6月から、東南アジアの架空の国が舞台の、民主主義とは何かをテーマにした小説『プリンス』の連載を始めました。その取材のために、3月に新政権が発足したばかりのミャンマーを訪れました。ここはご存知のとおり、軍事独裁政権を経て民主化したばかりの国です。

政治は人々が生きていく上で必要なシステムです。治安が良く、機会が平等な社会でなくては政治は安定しません。そして、経済の発展のためには、政治の安定は必要不可欠です。独裁者が支配している国家は、無駄や非効率が多くなりますから、経済も停滞します。決めたことをきちんと遂行し、勝手な横やりが入らない社会を作るために、民主主義は大きな役割を果たすのです。そのため、ミャンマーをはじめとする多くの独裁国家は民主化に至り、経済発展に向かって進んでいるのですが、真の平等や民主主義まではまだ道半ばです。

他方、欧米や日本では、第二次世界大戦以降は政治が安定し、そのおかげで経済が発展しました。しかし、皮肉な

# 小説を通して読者に問い掛ける

小説家 **真山 仁**  
MAYAMA Jin



ことに、経済が発展し、生活が豊かになるほど、人は政治や社会への関心を失っていきます。戦後の日本はGHQが敷いてくれたレールの上を素直に走って政治の安定と経済発展を手に入れてきました。その一方で、よほど真面目な人でなければ民主主義の重要性を考えることがなくなりました。

そうして社会が衰え始めると、人は憎悪の対象を求めるようになるのです。今の日本で、誰か、あるいは何かを憎み、「自分が正しい」と訴える人が増えているのは、社会が弱体化し、人々が不安を抱えているからではないでしょうか。

本来、民主主義は、たった一つの正義を決めるのではなく、人々が異なる意見を持ち寄り、同じテーブルに着いて議論して、社会に対する責任を分かち合う仕組みです。現在、開発途上国では、欧米より速いテンポで豊かになるに従って、民主主義が希薄化しています。それと途上国がどう向き合っていくか。そして、豊かさを失いつつある先進国で、人々がどう責任を分かち合っていくか。今、世界

は正念場を迎えていると私は感じています。

私が小説家を志したのは、無関心な人たちに小説を通して社会の問題を届けたいと思ったからです。読者は登場人物を通して問題を追体験し、物語の中の失敗や成功を通して自分の頭で考えるようになります。そして関心が芽生えれば、次に新聞や雑誌の記事、関連分野の書籍などを目にしたときに、それを手に取り、深く読むようになるでしょう。

小説だけでなく、漫画やアニメ、映画などは、社会に関心のない人たちでも気軽に触れることのできる力のあるメディアです。そんなエンターテインメントの吸引力を生かして、これからも問題提起を続けていきたいと思っています。

「なんとかしなきゃ! プロジェクト」は、開発途上国の現状について知り、一人一人ができる国際協力を推進していく市民参加型プロジェクトです。ウェブサイトやFacebookの専用ページを通じて、さまざまな国際協力の情報を発信していきます。

「なんとかしなきゃ」で  検索